

基本法改定を巡って

(必要な担い手・経営安定対策)食料・農業・農村基本法改正案が、執筆時現在国会で審議されている。筆者個人としては、今なぜ基本法改正なのか、疑問なしとしない。改正法案を見ても、現行法との根本的な違いは見られない。むしろ、基本法改定の議論の中で問題視された担い手や農地など生産基盤の危機的な状況をどのように打開するのか、具体的な政策を行うことの方が喫緊の課題と考える。特に、筆者が専門とする畜産では、飼料価格の高騰や販売価格の下落による収益性の急速な悪化によって、多くの畜産経営が危機的な状況にある。

担い手確保には、長期的な見通しのつく安定的な収益性が必要条件だろう。さらに、近年のアニマルウェルフェアや環境問題などからの畜産への批判の高まりを受け、どのような畜産を展望すればよいかを政策的にも考える時であると強く思う。そういう意味で、今行うべきことは、政策のみどり化の具体化ではないか。人にも家畜にも環境にも「やさしい」、やりがいのある畜産の方向を指し示すことだ。その前提として、EUのような農地を基礎とした直接支払い制度などの、法に基づいた経営安定制度の全面的導入が必要と考える。

畜産は農業基本法では選択的拡大の柱だったが、現行基本法では「家畜排せつ物の有効利用」のみが言及されている。今回の改正案には、それに「家畜の遺伝資源」と「家畜の伝染性疾病」が加わった。しかし、今後の農地活用を考える上で、飼料米やWCSを含めた飼料作物生産、さらに放牧などの農地の畜産的活用は、より重要視されてしかるべきと考える。構想されているみどり化政策は、過度に先進技術に依存、あるいは期待しすぎているのではないか。

(野生鳥獣問題の重要性) 今回の改正案で唐突な印象を与えているのが、第47条の鳥獣対策ではないだろうか。条文では、「国は、鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止のため、鳥獣の農地への侵入の防止、捕獲した鳥獣の食品としての利用促進、その他必要な施策を講じるものとする」としている。

野生鳥獣による被害は、人身被害、交通事故、感染症、農林水産物被害、生態系破壊など多岐に及んでいる。最近は都市部にクマやシカなどが出没し、人

身被害も起こしているため、アーバンベアやアーバンディアなどといった言葉も聞くようになってきている。農山村だけの問題でなく、都市問題としても認識されつつある。しかし、農山村での鳥獣被害はより深刻で、農産物被害だけでも156億円に達している。この金額は、ピークの2010年の239億円に比べれば2/3程度だが、被害にあった農地は耕作放棄されることも多く、農産物被害が大きく減少したという実感はない。また、より深刻なのは森林被害で、一旦食害にあうと木は枯れ、林業家の経済的な損失は甚大だ。さらに、鳥獣被害により森林の国土保全機能が著しく失われ、集中豪雨などによる山崩れが都市部の住宅地にも被害を与えるケースも見られるようになってきている。

環境省によるとシカ頭数は1989年からの30年間で10倍以上に、イノシシも7倍以上に増加した。戦後の拡大造林により鳥獣が大好きなドングリのなる広葉樹は針葉樹に代わり、針葉樹林も間伐などの手入れが行き届かないため、日光が地面に届かず、餌となる下草が十分に生育せず、餌がない状況となった。一方、集落周辺には餌となる農産物が豊富で、過疎化により人間も少なく、耕作放棄地が広がる農村は、野生鳥獣が集落に出やすい環境となっている。つまり、野生鳥獣の頭数増加は、「人間による意図しない餌付け」の結果であり、ヒトと野生鳥獣の距離が縮まり、両者の緊張関係が増すことになった。

このように考えると野生鳥獣問題は、単に増えすぎた野生鳥獣の問題ではなく、農山村経済の疲弊がその背景にあり、解決には地域経済の活性化による農山村の復興と農林地の再生が必要であることが理解できるだろう。現在農地の2倍以上の1,000万haの人工林の約半分が主伐期を迎え、国も皆伐を推進している。しかし、伐採後の再植林面積は3割程度でしかなく、大きな問題を孕む。農業・農村の振興には、山林も含めた農地との一体的な施策が不可欠と言える。以上から、基本法改正案に鳥獣問題が組み込まれたことは、至極まっとうなことだろう。基本法改定を踏まえ、鳥獣対策もそこまで踏み込んだものとなってほしい。

(静岡県立農林環境専門職大学 名誉教授

一般社団法人全日本鹿協会 副理事長・事務局長 小林信一・こばやし しんいち)